

## 反ワクチン陰謀論と推進論の不毛…「副反応疑い」は客観的情報が不足している

022年11月11日山岡淳一郎ノンフィクション作家 日刊ゲンダイ



新型コロナワクチンの副反応疑い死について語ろうとすると、とても窮屈な空気につつまれる。遺族は強い衝撃を受けている。なぜ、どうして、ああすればよかった、こうすればよかった、と悩み苦しむ。

そうした事実をもとに語ろうとしても、友人でさえ「危険さをあおって、反ワクチン団体の陰謀論に加わるの？ 接種は国や専門家が推奨しているよ」と色眼鏡で見る。反ワクチン派は「それみろ、

接種は悪だ。絶対に打たせるな」と全否定していきり立つ。

**接種の判断は、**小児はともかく、成人は本人の意思にかかっている。利益とリスクを勘案して本人が決めれば、他人がとやかく言う問題ではない。利益とリスクを見極めるために副反応の客観的な情報が必要なのだ。が、反ワクチン団体のなかには接種イコール悪と決めつけ、接種会場に乗り込み、妨害する集団まで現れた。主宰者は警視庁公安部に逮捕されている。暴論は排除されるだけだ。

ただ、副反応疑いについては、客観的情報が不足している。だから現実には被害を受け、肉親を失った遺族が孤立する。そもそも副反応疑い死を減らすにはどうしたらいいかという本質的な科学論議も起きてこない。

### ■死亡例を「無過失予防接種事故」と呼んで放置した過去

1994年に予防接種法が改正され、接種が国民の「努力義務」に変わる以前の「義務」だった時代、副反応被害に国は冷淡だった。接種後に子どもが亡くなっても「特異体質」のひと言でおしまい。死亡例を「無過失予防接種事故」と呼んで放置した。

そうした状態で子どもを亡くした親や、子どもに重い障害が残った親たちが団結して立ち上がり、国を相手に集団訴訟を起こす。その過程で「健康被害救済制度」ができた。集団訴訟が被害者側の勝利で終わるまで26年もの歳月を要したが、健康被害救済制度という救いの綱は残された。今回の副反応被害でも、まずはこの制度を活用するのが先決だろう。

手続きはこうだ。被害者や遺族は、市区町村の窓口の健康被害調査委員会に書類や資料をそろえて補償を申請する。自治体の委員会は、予防接種と健康被害の状況を医学的立場から判断する資料を迅速・正確に収集し、必要な検査などの助言も行う。書類と資料が整えば都道府県を経由して厚生労働省に進達。一件ずつ審査会で認否が審議される。

審査会で「認定しない」「一時金等を支給しない」と決まっても、不服であれば、行政の処分に対する「審査請求」を出して再度、救済への道を探れる。審査請求も認められなければ、「不支給の取り消し」などを目的とした「行政訴訟」を起こすこともできる。過去には行政訴訟で、健康被害救済を勝ち取った被害者たちもいる。そこで重要になるのは接種と死亡の因果関係を法的に判断する「白木3基準」という考え方だ。

## 【コロナワクチン接種後死亡を追う】#13

新型コロナワクチン接種の副反応疑いで重篤な被害を受けた人や遺族は、「予防接種健康被害救済制度」に基づいて医療費や、障害年金、死亡一時金などの補償を申請できる。民法の損害賠償請求では事実と結果（接種と死亡の因果関係）に「高度の蓋然性（確からしさ）」が求められるが、「迅速に幅広く」救済するためのこの制度では「高度の蓋然性」までは求めないと、次のように解釈されている。

反ワクチン陰謀論と推進論の不毛…「副反応疑い」は客観的情報が不足している

### ■予防接種の健康被害救済は「迅速に幅広く」

「因果関係の判定は、特定の事実が特定の結果を予測し得る蓋然性を証明することによって足りることとする」（1976年3月22日伝染病予防調査会答申）

しかしながら、実際に救済制度が運用されるにつれて被害者が補償請求の申請をしたにもかかわらず、認められないケースも出てくる。納得できない被害者は、医療費や障害年金、死亡一時金などの不支給の取り消しを求めて行政訴訟を起こす。その裁判過程で東京大学医学部長だった白木博次教授が示した3要素が因果関係を判断する重要な基準となる。

- ①当該症状がワクチンの副反応として起こりうることについて医学的合理性がある。
- ②当該症状がワクチンの接種から一定の合理的時期に発症している。
- ③他原因によるものであると考えることが合理的な場合に当たらない。

裁判所は、この3基準を重視して因果関係を判断している。

たとえば、三種混合ワクチンの接種後、4歳の女の子が「急性脳症」で重度の障害を負ったケースでは、当初、補償申請が認められなかった。1992年、両親は納得がいかないと裁判所に訴えた。国は3基準について、ことごとく反論してくる。とくに③の他原因については「ヘルペスウイルスによるヘルペス脳炎を来した可能性が相当高い」とワクチン接種との因果関係を真っ向から否定した。

これに対し、原告側は女の子を治療した東京女子医科大学病院の医師らを証人に立て、一つ一つエビデンスを示して論破する。

ヘルペス脳炎についても、「診断に必要な血清、髄液検査、頭部CTスキャン画像検査、脳波検査等の各種検査を精力的に施行したが、いずれの検査においてもウイルス性脳炎感染を支持する陽性所見は得られず」と裁判官は国の主張を退ける。最終的にこう判決を下した。

「本件においては、因果関係が存在することを認定する要因である三つの基準を満たしており、厚生大臣が原告の本件症状と本件予防接種との因果関係の存在を認定しなかったことは、因果関係についての判断を誤ったものというべきであり、その誤った判断に基づいてされた本件各処分は違法であって、取り消しを免れない」

白木3基準には、もっと注目したほうがいだろう。

（山岡淳一郎／ノンフィクション作家）